# 保険金受取人の法的地位に関する一考察(4)

## ――保険金受取人とそれをめぐる利害調整法理――

桜 沢 隆 哉

#### 目 次

はじめに

- 第1章 わが国における議論の状況とその問題点
  - 第1節 問題の所在
  - 第2節 分析の視点
  - 第3節 保険金受取人の保険金請求権取得の固有権性
  - 第4節 従来の判例・学説の議論
  - 第5節 本稿における検討の方法・順序
- 第2章 フランス法
  - 第1節 フランスにおける第三者のためにする契約
  - 第2節 保険金受取人の指定と撤回
  - 第3節 保険金受取人と相続人との関係
  - 第4節 保険金受取人と保険契約者の債権者との関係

(以上、京女法学第7号)

- 第5節 フランス法のまとめ
- 第3章 アメリカ法
  - 第1節 アメリカにおける第三者のためにする契約
  - 第2節 アメリカにおける保険金受取人の指定・変更

(以上、京女法学第9号)

- 第3節 生命保険契約上の保険契約者の処分権と保険金受取人の権利
- 第4節 差押免除立法 (以上、京女法学第10号)

第5節 アメリカにおける利害調整法理

第1款 序説

第2款 保険事故発生前における保険契約者の債権者と保険金受取人 の権利の調整

第3款 保険事故発生後における保険契約者の債権者と保険金受取人 の権利の調整

第6節 アメリカ法のまとめ

第1款 アメリカ法の総括

第2款 具体的な利害調整について

(以上、本号)

第4章 ドイツ法

第5章 わが国の解釈論

おわりに

## 第5節 アメリカにおける利害調整法理

## 第1款 序説

本節では、保険契約者(兼被保険者)の債権者と保険金受取人との利害がどのようにして調整されているかを考察する(なお、以下では特に断りのない限り保険契約者兼被保険者である生命保険契約を想定しており、その場合は単に「保険契約者」と記すこととする)。保険契約者の債権者と保険金受取人の利害関係を調整するために、アメリカ各州の裁判所では、詐欺的譲渡(fraudulent transfer)に関する法理論に基づいてその解決策を見出している。詐欺的譲渡で問題となるいわゆる「詐害行為」に関する処理は、債権者保護のための一般的規範であり、多くの裁判所ではそれによって関係者間の利害調整を図ることが合理的であると考えられているためである。ここで実際に問題となっている事案は、比較的単純な事実関係を基礎としている。すなわち、保険契約者 X の相続財産が保険給付金の受取先として指定(「自己のためにする保険契約」)され、かつ彼自身の生命に関する保険契約を締結

している場合において、当該 X が経済的危機状態になった後に、当該生命保険契約の保険金受取人を任意に第三者である Y に指定または変更した場合、あるいは当初から第三者である Y を保険金受取人として指定している保険契約(「第三者のためにする保険契約」)を締結しており、保険契約者 X が経済的危機状態になった後においても、ひきつづき当該保険契約における保険料を支払い続け、当該契約を維持しているという場合である の。 なお、上記の事案においても、X と Y がいずれも生存中であるか否か、X が保険金受取人の指定変更権を留保しているか否かなどの付随的要素が関連し合い、何らかの形でそれらの事情が影響を及ぼし得ることになるため、個々の事案における結論は若干異なっている。一般にこのような事例で問題となっている点を整理すると次の通りである。

第一に、当該保険契約は、保険金受取人の指定(あるいは保険金請求権の譲渡)の時に解約返戻金(cash value)を有しているか否かである<sup>100</sup>。これは、当該保険契約が保険金受取人の指定時に解約返戻金を有しているということになれば、保険契約者およびその債権者によって関心のある財産的価値が、指定等によって保険金受取人へと移転されたものと解され得るためである。このような保険金受取人の指定のない保険契約について、保険契約者が経済的危機状態で、保険金受取人を指定することは、保険契約者から保険金受取人に対する実質的には財産の譲渡であり、詐害行為を構成するものと解されている。もっとも、この場合においても、後に述べるように、多くの裁判所では、単にそのような実質的な財産の譲渡を詐害行為を構成するものと解するのではなく、譲渡の時点で解約返戻金が存在していることを要件としている。

第二に、保険金受取人Yが、保険契約者Xの妻その他の近親者であるか

<sup>(215)</sup> Vance, supra note (112) p.737.

<sup>(216)</sup> Isadore H. Cohen, The Fraudulent Transfer of Life Insurance Policies, 88 University of Pennsylvania Law Review 771 (1940).

否かということである<sup>600</sup>。保険金受取人が保険契約者の妻その他の近親者 である場合には、保険契約者の債権者による強制執行等からそのような保険 金受取人の権利が保護され得るためである。

第三に、上記の第二の点と関連しているが、各州の制定法において何らかの形で、いわゆる差押免除立法(exemption statute または Verplank Act)が含まれているかどうかである。これは、たとえば多くの州の保険立法においてモデルとされてきたニューヨーク州法等では、①保険金受取人の資格を特に制限することなく、保険契約者以外の者が受取人として指定されている場合には、保険金受取人の指定変更権が保険契約者に留保されているか否かを問わずその者の権利保護されていること、②このような保護の及ぶ範囲は無制限であること、そして③詐害行為の要件・効果についても一定の範囲で制約(この場合、詐害行為であるとは認められない)されているという特徴を有していることから、したがって仮に詐害行為に該当すると考えられる取引であっても、債権者保護が十分に図られない可能性がある。

第四に、当該保険契約における保険金受取人の指定(あるいは保険金請求権の譲渡)は、Yを保険金受取人とすることによってなされ、かつそのとき X が保険金受取人の指定について撤回権(指定変更権)を留保しているか否かということである (20)。 X が撤回権を留保している場合の保険金受取人の法的地位(権利)の説明として、単なる期待を有するにすぎないという考え方と保険金受取人は条件付であっても権利を有するという考え方とが対立しているが、いずれにしても、保険契約者に撤回権が留保されている場合には、保険契約上の利益の帰属する者を指名する権限はなおも保険契約者に帰属していることとなる (20)。

<sup>(217)</sup> Cohen, supra note (216) p.771.; Osmond K. Fraenkel, Creditors' Rights in Life Insurance, 4 Fordham Law Review 35 (1935); Heath, supra note (112) pp.62-.

<sup>(218)</sup> Cohen. supra note (216) p.771.

<sup>(219)</sup> New York.Laws1840..C.80.

<sup>(220)</sup> Cohen, supra note (216) p.771.

<sup>(221)</sup> Cohen, supra note (216) p.771.

また上記との関連で第五に、XはYに対して、確定権利(vested interest)を移転あるいは譲渡したのか、それとも当該契約上の権利を条件付で移転あるいは譲渡したのかということである。これは、当該移転・譲渡した権利が確定権利であるということになれば、保険証券およびそれに基づいて支払われるべきこととなる保険給付金は、保険証券の発行(保険契約の効力発生)とともに、当該証券上に保険金受取人として指定された者に帰属し、その後保険証券を取得した者は保険契約者のいかなる行為であっても、指定された者の権利を他の者に移転等の変更をすることによって奪われることはないものと解されている。したがって、このいわゆる確定権利ルールの下では何らの利益も保険契約者には帰属していないこととなり、その債権者は保険金受取人の権利を自己の債権回収の引当てとすることはできないこととなる。他方、保険契約上の権利を条件付で移転または譲渡したということになれば、保険金受取人の権利は、保険契約者により容易に撤回されるものであるため、契約者により撤回権が行使され自己のためにする契約とすれば、債権者は自己の債権回収の引当てを得ることが可能となる。

すでに述べたように、こうした問題は、様々な事実関係のもとで裁判所に訴えが提起され、争われている。すなわち、保険契約者が経済的危機状態になった後に保険金受取人を指定または変更した場合、あるいはすでに契約を締結し、保険金受取人を指定していた保険契約者が経済的危機状態になった後も保険料を支払い続け、保険契約を維持していたという場合である。なお、これらの保険契約者の行為が詐害行為に該当するかどうかは、そもそも詐欺的譲渡法の対象となる保険契約とは何か、その保険契約のうちどの部分が保険金受取人に移転・譲渡されるのか等といった諸事情による<sup>28</sup>。

もっとも上記で指摘した問題は、保険事故発生後における保険契約者の債権者の権利と保険金受取人の権利との調整に関するものである。保険事故発

<sup>(222)</sup> Cohen, supra note (216) p.771.

<sup>(223)</sup> Cohen, supra note (216) p.772.

生前のそれらの者の権利の調整については、保険事故発生前の未発生かつ不確定の保険金請求権および解約返戻金等の各種保険契約上の請求権を、保険契約者の債権者が自己の債権の満足に充てることができるかどうかが問題となる。以下では、まず保険事故発生前の利害調整について述べた上で、保険事故発生後の利害調整について述べることとする。

## 第2款 保険事故発生前における保険契約者の債権者と保険金受取人の権利 の調整

## 1 保険事故発生前の債権者の権利①

保険事故発生前に、生命保険契約上の諸利益について保険契約者の債権者はいかなる権利を有しているのであろうか<sup>(20)</sup>。このとき債務者(である保険契約者)が第三者(第三債務者)に対して有する債権について債権者が強制執行をするための方法として Garnishment という制度を利用することが考えられる。 Garnishment とは、第三者が占有している債務者の財産について、主たる債務に関する判決が出される以前にこれを保全して判決後に執行するための制度である<sup>(20)</sup>。この制度の対象は、当該契約当事者ではなく、もともとの債務者に対して債務を負っている第三者(garnishee)であり、一般にこの第三者となり得るのは、債務者の雇用主、債務者の銀行口座を管理する金融機関、保険会社などである<sup>(20)</sup>。

他方でAttachment は、通常の債権回収に用いられる救済手段である。債務者の財産は法の管理の下におかれ、債権者による訴訟の結果に基づきそれを担保としてとらえられるものである<sup>(20)</sup>。この方法は二つの目的がある。すなわち、①終局的判決に先立って債務者の財産を差押えて、原告・債権者

<sup>(224)</sup> なお、保険事故発生前には、具体的な金銭債権となった保険金請求権は生じていないため、ここで実際に問題となるのは解約返戻金請求権等に関するものである。

<sup>(25)</sup> Margaret C. Jasper, The Law of Attachment and Garnishment, Oceana Pub. Inc. 2ed. 2000, p.21.

<sup>(226)</sup> Jasper, supra note (225) p.21.

<sup>(227)</sup> Jasper, supra note (225) p.15.

に得られた判決の履行のための担保を提供すること、および②裁判所が人的な裁判管轄を有しない場合に被告・債務者に対する管轄権を行使するための財産の仮差押えをすることである<sup>100</sup>。これらにより、判決が下された後には、債務者は、財産の処分あるいは債権者の債権回収の範囲を超えた処分をすることができない。なお、判決を得る前に Garnishment を利用して執行をすることができるかが問題となることがあるが、それが利用できる状況が制限されていれば、Attachment とは異なり、有効な判決が得られた後にのみ、利用可能である<sup>100</sup>。

Attachment および Garnishment は、いずれも債務者が第三債務者に対して有する「債権」に関して適用される。これらの制度には、債務者が第三者に対して有する債権が不確定なものであってはならないという要件が存在している<sup>(20)</sup>。保険金請求権であれば保険事故の発生まで、また解約返戻金請求権であれば保険契約者が解約権を行使するまで、これらの請求権は未発生かつ不確定の債権であるのでこれらの適用対象とはならない<sup>(20)</sup>。このような考え方は、一般に多くの裁判所で採用されてきた<sup>(20)</sup>。このような判例の基礎には、現在において満期であり、かつ発生している債務にのみ適用されることとなる。そのため第三債務者が債務者に対して債務を負う以前に何らかの行為がとられたとしても、対象となる債務は発生していないこととなる<sup>(20)</sup>。それに対して、債務者がそれを任意に履行しない場合、裁判所がそ

<sup>(228)</sup> Jasper, supra note (225) p.15.

<sup>(229)</sup> Jasper, supra note (225) p.21.

<sup>(230)</sup> Jasper, supra note (225) p.15,21.

<sup>(231)</sup> Jasper.supra note (225) p.15.21.

<sup>(22)</sup> Ellison v. Straw,119 Wis. 502, 97 N. W. 168 (1903); First National Bank of Burkburnett v. Friend, 161 Ga. 793, 131 S. E. 902, 44 A. L. R. 1184, 1188 (1926); Farmers and Merchants' Bank v. National Life Insurance Company, 23 S. W. (2d) 482 (Tex. Civ. App. 1929); Larson v. McCormack, 286 Ill. App. 206, 2 N. E. (2d) 974 (1936); Bethards v. Metropolitan Life Insurance Company, 287 Ill. App. 7, 4 N.E. (2d) 257 (1936), note (1937) 25 ILL. B. J. 202.

<sup>(23)</sup> Isadore H. Cohen, The Attachment of Life Insurance Policies, 26 Cornell L. Q. 213, 217 (1940).

れを強制的に履行させて確定的債務を創り出すことはできるのであろうか。 そのようなことを強制する旨を法律上規定する州もあるようだが、一般に解 約権を含めて保険契約者のこのような権利は、その者の「一身専属権 (personal rights)」であることを理由として、保険契約者の権限について裁 判所が強制的に行使させることを認めないという州もある<sup>89</sup>。

したがって、次のように整理することができよう。すなわち、一般に、生命保険証券に基づく保険給付金には、Garnishment は適用されない。なぜなら、債務者が第三者に対して有する債権は不確定な権利であってはならないという要件が Garnishment には存在しているが、保険給付金は、被保険者の死亡(保険事故の発生)という条件付のものであり、それゆえに保険事故の発生までは不確定のものであるためである (本)。生命保険証券は、保険金受取人がその配偶者及び/またはその子どもよりも長く生存している場合には、差押免除法の規定があることを条件として、積み立てられた解約返戻金価額、保険契約者貸付限度額または保険契約者配当の範囲内で保全されることとなる。

## 2 保険事故発生前の債権者の権利②—当時のニューヨーク州における例外 的措置

以上に対して、ニューヨーク州では、他の州とは異なり、従来から、保険事故発生前に保険契約者の債権者がその権利に執行するための方法として、いわゆる補充手続(Supplementary Proceedings)が用いられてきた<sup>(50)</sup>。この補充手続は、エクイティ上の救済手段である Creditor's Bill から発達した制定法上の執行手続であり、判決に基づく執行(execution)が不十分であ

<sup>(234)</sup> Farmers and Merchants' Bank v. National Life Insurance Company, 161 Ga. 793, 131 S. E. 902 (1926).

<sup>(235)</sup> Jasper, supra note (225) p.27.

<sup>(26)</sup> Isadore H. Cohen, Collection of Money Judgments In New York: Supplementary Proceedings, 35 Colum. L. Rev. 1007, pp. 1030- (1935).

る場合にそれを補充するために利用される手続であると理解されている<sup>(20)</sup>。 通常、債権者のために財産管理保全人 (receiver) が任命されることとなるが、 生命保険契約上の権利はすべてその者に移転し、その契約上の権利に基づき 解約権を行使することによって解約返戻金について執行することが認められ てきた<sup>(26)</sup>。

これまでもいくつかの裁判例において、この問題を争点とするものがある。たとえば、Cavagnaro v. Thompson 事件<sup>(26)</sup>において用いられた手続は、判決債権者の行為により債権者が解約返戻金を請求することによってそれに対する執行が認められた。Clark v. Shaw 事件<sup>(26)</sup>では、この手続的な方策は彼の財産の管理のために選任された財産管理保全人に当該保険証券を移譲することを強制する命令であったとした上で、当該証券は、これに関する法制度の下で適切になされるものであるとされる。Rockwood & Co. v. Trop 事件<sup>(26)</sup>では、債務者である保険契約者の生命に関する債務者の相続財産へと支払われる保険証券の解約返戻金の支払を債権者が請求したという事案について、保険会社が当該保険証券の解約を認め、財産管理保全人に対して解約返戻金を支払うことを認める旨の書面を債務者が財産管理保全人に交付することになる。以上の事例は、債権者による解約返戻金に対する執行が認められている事例である。

他方で、債権者による解約返戻金に対する執行が認められなかった事例も

<sup>(277)</sup> Stefan A. Riesenfeld, Collection of Money Judgments in American Law — A Historical Inventory and A Prospectus, 42 Iowa L. Rev. 155,pp.177 (1956). なお、Creditor's Bill とは、債権者のための補充執行手続のことをいい、強制執行や債権差押えによってはカバーされない無体財産やエクイティ上の財産が債務者にある場合に、判決債権者に認められるエクイティ上の救済であるとされている(田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 217頁)。

<sup>(238)</sup> Isadore H. Cohen, Execution Process and Life Insurance, 39 Colum. L. Rev. 139, p.149 (1939).

<sup>(239)</sup> Cavagnaro v. Thompson, 78 Misc. 687, 138 N.Y. Supp. 819 (Sup. Ct. 1912).

<sup>(240)</sup> Clark v. Shaw,91 Misc. 245, 154 N.Y. Supp. 1101 (Bronx Co. Ct. 1915).

<sup>(241)</sup> Rockwood & Co. v. Trop (211 App. Div. 421, 207 N.Y. Supp. 507; 212 App. Div. 883, 208 N. Y. Supp. 459 (2d Dep't 1925).

存在する。たとえば、Ecker v. Meyer 事件<sup>®®</sup>は、債権者が保険者に対して、補充手続において選任された財産管理保全人に当該保険証券の解約返戻金を支払うべきことを請求したという事案である。原審ではこの請求は認められたが、それにつづく控訴審では、その時には第三者に債務を支払うことを強制することを認める立法が存在していなかったことを理由として、債権者による当該請求は棄却されている<sup>®®</sup>。以上の方法により保険事故発生前の保険契約者自身に帰属する権利に対して債権者が執行することが認められてきた。しかし、その後、1927年保険法改正により55-a条(その後の1939年保険法改正による166条、さらには現行3213条<sup>®®</sup>)が導入され、保険契約者の保険金受取人の指定変更権の留保の有無にかかわらず、"procceds and avails" について保険契約者の債権者からの保護が与えられることとなり、同条の適用がなされる限り、そのような制度も何ら意味を持たなくなった<sup>®®</sup>。

<sup>(242)</sup> Ecker v. Meyer, 8 Misc. 356, 194 N.Y. Supp. 320 (N.Y. City Ct. 1922); 118 Misc. 443, 194 N. Y. Supp. 654 (N. Y. City Ct. 1922).

<sup>(243)</sup> なお、Maurice v. Travellers Insurance Co., 121 Misc. 427, 201 N.Y. Supp. 369 (Sup. Ct. 1923).

<sup>244)</sup> 現行のニューヨーク州保険法 3212 条 (a) は、「生命保険契約に関連して「保険金および受取金(proceeds and avails)」という用語は、死亡保険金、死亡保険金の繰上支払または特別解約返戻金の繰上支払、解約返戻金および貸付限度額、払込免除保険料および配当金を含み、配当金は、保険証券発行後保険契約者が配当金を現金で受け取ることを選んだ場合を除き、保険料の減額に利用されたか、その他いかなる方法で利用または充当されたかを問わない。」と規定する。今井薫=梅津昭彦監訳『ニューヨーク州保険法(2010 年末版)』(生命保険協会、2012 年)参照。ニューヨーク州保険法の沿革については、Mac Isaac, Rights of the Trustee in Bankruptcy in Life Insurance Policies in New York, 5 Am. BANKR, REV. 131 (1928); Albert Hirst, History of New York Life Insurance Law of 1927, 4 Ams. BANKR, Rev. 328 (1928).

<sup>(26)</sup> なお、この規定の前身である家族関係法 (Domestic Relation Law) § 52 は、保険金受取人の指定変更権が保険契約者に留保されている場合には、債権者による差押えからの保護は及ばないものと解されていた (Clark v. Shaw, 91 Misc. 245, 154 N.Y. Supp. 1101 (Bronx Co. Ct. 1915))。それに対して、1939 年改正保険法 166 条の下での判例であるが、Silverman v. Levy,273 App. Div. 952,78 N. Y. Supp. 2d 228 (1948)では、保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されている場合であっても、債権者による差押えからの保護を認めている。

## 第3款 保険事故発生後における保険契約者の債権者と保険金受取人の権利 の調整

#### 1 保険契約者の債権者と保険金受取人の権利の調整①— 一般論

#### (1) 序

本款では、保険事故が発生した後に、保険契約者の債権者権利と保険金受取人の権利利害調整がどのようにしてなされているのかを考察する。ここでは、まずそのような利害調整にかかる一般論の考察をすることから始める。

保険事故発生後に、保険契約者の債権者が保険金請求権について直接に執 行することができるかどうかは、保険金受取人の指定の有無および当該指定 が保険金受取人に対して条件付(保険契約者に撤回権の留保がされた状態) でなされたものであるか否かによって異なる。

### (2) 保険金受取人の指定がなされていない場合

保険証券が保険契約者の債権者からの執行の対象となる財産であるという理論は、あらゆる事案について一貫して適用されるというものではない。裁判例においても、保険契約者の自己のためにする契約として締結されている保険証券は、それが保険契約者の債権者の権利となるかについては、差押免除立法による保護が与えられていない場合には、ある特定の期間の満了、あるいは被保険者の死亡により満期となれば、このような保険証券は保険契約者の債務の支払に充てられるべき資産となり、裁判手続または判決に基づいて差押えがなされることとなる。これは、保険契約者以外の第三者が

一方で、"proceeds and avails" には、1927年法の当時は定義規定が存在せず、この語に何が含まれているのかは定かではなかったため、とりわけ解約返戻金がこれに含まれるかが問題となっていたが、1939年改正時にこの定義規定が設けられ、現在にいたっている。前出の現行ニューヨーク州保険法 3212条(a)によれば、死亡保険金、死亡保険金の繰上支払、特別解約返戻金の繰上支払、解約返戻金、契約者貸付金、払込免除保険料および配当金を含むものとされている。

<sup>(246)</sup> Vance, supra note (112) pp.735-736; Schwarzschild, supra note (112) p.39.

<sup>(247)</sup> Vance, supra note (112) pp.735-736; Schwarzschild, supra note (112) p.39.

保険金受取人の指定がなされていない場合―すなわち、保険契約者の自己のためにする契約の場合―には、保険金請求権は保険契約者の相続財産に帰属することとなるためである<sup>680</sup>。また、この場合、保険事故の発生により保険金請求権は、具体的な金銭債権として発生していることから Garnishmentなどの対象にもなり得ると解されている<sup>680</sup>。

#### (3) 保険金受取人の指定がなされている場合

保険金受取人の変更権またはその他の保険契約者の行為によって保険金受取人の権利を奪うことのできる権限が保険契約者に留保されていない場合、すなわち無条件で保険契約者以外の第三者へと支払われることとされている保険証券は、その証券発行と同時に、保険金請求権は保険金受取人の確定的な財産となる<sup>600</sup>。この場合、保険事故が発生しても保険金請求権は、保険契約者の相続財産に一度も帰属したことがないため、保険契約者自身が保険契約を締結し、それを維持するために保険料をすべて支払っていたとしても、何らの権原や利益も契約上有していないこととなる<sup>600</sup>。この場合、保険契約者の債権者による執行から保険金受取人の有する権利について特別な保護

- (248) Vance, supra note (112) pp.735-736; Schwarzschild, supra note (112) p.39. ただし、このように保険金受取人の指定・変更権が保険契約者に留保されていない保険契約は実際には、それほど多くないと考えられる。保険契約者に指定変更権が留保されていない場合には、指定された保険金受取人の地位は、保険証券の発行と同時に保険契約上の権利を取得し、保険契約者はその処分権を失うことから「確定権利(vested interest)」であると言われていたが、20世紀後半になってそのような指定変更権が留保されている保険証券が登場し、それ以降これが一般に用いられるようになっているためである。
- Girard Fire & Marine Ins. Co. v. Field, 45 Pa. 129 (1863); Levy v. Van Hagen, 69 Ala. 17 (1881); Bassett v. Persons, 140 Mass. 169, 3 N.E. 547 (1885); Phoenix Ins. Co. v. Willis, 70 Tex. 12, 6 S.W. 825 (1888); Friedman v. Fennel, 94 Ala. 570, 10. So. 649 (1892); Trepagnier v. Rose, 18 App. Div. 393, 46 N. Y. Supp. 397 (1897), affirmed, 155 N.Y. 637, 49 N.E. 1105 (1898); Sexton v. Insurance Co., 132 N. C. 1, 43 S.E. 479 (1903).
- (250) Vance ,supra note (112) pp.737-738; Schwarzschild ,supra note (112) p.31; Janes v. Patty, 73 Miss. 179, 18 So. 794 (1896); Johnson v. Bacon, 92 Miss. 156,45 So. 858 (1908).
- (251) Vance ,supra note (112) pp.660-661; Schwarzschild, supra note (112) p.43.

を与える立法を欠く場合であっても、詐害行為の成立が認められない限り、 債権者はその権利を取得して保険契約者の有する債務の支払に充てることは できない。

他方、保険金受取人の指定変更権が保険契約者に留保されている場合であっても、保険事故の発生により保険金受取人の権利は確定することになり、したがって、保険契約者の債権者は保険金から直接に自己の債権の満足を受けることができないこととなる<sup>28</sup>。

なお、多くの州の差押免除法では、一般に指定された保険金受取人のためにする保険証券における保険給付金および解約返戻金を、債権者が自己の債権回収の引当てとされることから保護されるべきことが意図されている<sup>680</sup>。このような各州の免除法の下での保護は、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を契約上留保することにより、彼の保険証券にわたる支配を維持することを可能とする。もっとも、これらの立法は、一般に経済的危機状態の債務者によって保険料が支払われ続けている場合、または債権者を詐害する意図で財産の移転がなされた場合には、債権者の有する権利との関係で、例外的に特別の取扱いを受けることとなる(この点については後述する)。

## (4) Cohen による批判

上記の通り、保険金受取人の指定がない保険契約については、保険金請求権は保険契約者の相続財産に帰属することになるため、保険契約者の債権者がここから自己の債権の満足を受けることができる一方で、保険金受取人の指定がなされている保険契約については、それが撤回可能な指定がなされて

<sup>(252)</sup> Vance ,supra note (112) p.661; Schwarzschild, supra note (112) p.43. Weil v. Marquis,256 Pa. 608,256 Pa. 608,101 Atl.70 (1917); G.P. Farmer Coal & Supply Co. v. Albright,90 N. J. Eq. 132,106 Atl. 545 (1919); Irving Bank v. Alexander,280 Pa. 466,124 Atl.634 (1924); Lowenstein v. Koch, 165 App. Div. 760,152 N. Y. Supp. 506, 217 N. Y. 689, 112 N. E.1063 (1915); Townes v. Krumpen, 184 Ark. 910, 43 S. W. 2d. 1083 (1931); Gurnet v. Mutual Life Ins. Co.,356 Ill.612,191 N.E.250 (1934).

<sup>(253)</sup> Vance supra note (112) pp.737-738.

いるかどうかにかかわらず、当初から権利が確定的であるか否かの違いがあるだけであって、債権者は自己の権利を主張することができないものと解されている。

もっとも、保険金受取人の指定が撤回可能な指定としてなされている場合には、保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険契約上の処分権限を有しており、それを自由に行使することができるため、生命保険金請求権は保険契約者の相続財産に組み入れることができず、したがって保険契約者の債権者が自己の債権回収の引当てとすることはできないとする結論に疑問がないとされるわけではない。というのも、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を保険契約上で留保している場合には、保険契約者が指定変更権を行使でき、または保険契約上の処分権限に基づき解約権を行使することによって、保険金請求権や解約返戻金は契約者の財産に帰属させることができるためである。

この点につき、Cohen は、Schad 事件<sup>®</sup>を引用して、保険金受取人の指定変更権を留保して、保険金受取人の指定をすることと遺言によって保険金を処分することとの類似性を指摘している<sup>®</sup>。保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されている場合であっても保険金受取人を指定する行為は、いわば生前贈与であるのに対して、遺贈は死因贈与である<sup>®</sup>。しかし、双方のケースにおいて、たとえば、保険契約者 X はある財産を所有しており、

<sup>(254)</sup> Cohen, supra note (216) p.793.

<sup>(25)</sup> In re Schad's Appeal, 88 Pa. 1 (1878). なお、同事件は、X は、彼自身の生命に関する彼の相続財産へと保険給付金が支払われる保険契約を締結したというものである(したがって、この事案における保険契約は自己のためにする契約である)。X は経済的危機状態の間に死亡したが、彼の妻は、彼の死後に彼が生前に作成した「私の死後、妻に保険給付金の全額を譲渡する」旨が記載された文書に基づき保険給付金の支払を求めた。しかし、この文書には何らの有効性が認められず、仮にその有効性が認められるとしても、受贈者(妻)は、X が経済的危機状態となった以降は、何も得ることができないと判示して、そのような場合には、遺贈よりも相続債権者の権利が優先するということが明らかにされた。

<sup>(256)</sup> Cohen, supra note (216) p.793.

<sup>(257)</sup> Cohen, supra note (216) p.793.

X はその財産の完全な支配権を有しているにもかかわらず、一方では彼が遺贈をすれば受贈者がその利益を得る前に、債権者の債権の満足へと充てられることとなる<sup>600</sup>。それに対して、保険契約に基づく保険金受取人の指定によってその者に権利を付与するのであれば、受益者の権利に債権者のそれを優先させるあらゆる考え方が否定されることとなるため<sup>600</sup>、この双方の場合において結論が異なることに合理性を見出すことはできないとする<sup>600</sup>。

さらに、Cohen は、保険契約との類似性から、トッテン信託®の例を用いてその理論的根拠を提示する®。預金について X が自己を受益者とする撤回可能な信託を設定し、かつ死亡後に Y を受益者として指定する場合には、 X の債権者に対して Y は優先して権利を主張することはできない。すなわち、保険金受取人の指定が撤回可能な保険契約とトッテン信託の事案との間にどのような構造的な違いがあるのかどうかは明らかではないとする。

<sup>(258)</sup> Shattuck v. Burrage, 229 Mass. 448, 118 N. E. 889 (1918).

<sup>(26)</sup> Cohen , supra note (26) p.793. なお、In re Matter of Reich's Estate, 146 Misc. 616, 262 N. Y. Supp. 623 (Surr. Ct. 1933), 33 COL. L. REV. 548; Beakes Dairy Co. v. Berns, 128 App. Div. 137, 112 N. Y. Supp. 529 (2d Dep't 1908). 二つの判決は、本質的には同様の事実状況に関して異なる角度から判示するものである。それは、妻のために開設したトッテン預金口座にわたる預金者の支配と妻を保険金受取人として指定した保険証券の解約価額にわたる同一人の支配に関するものであるが、そのうち後者のBerns判決において裁判所が述べたことが興味深い。すなわち、「しかしながら、遺贈は死亡の瞬間に履行される。その時までこの金銭は、預金者が望むように預金者が引出し、使用することができるものである。彼の生存中はもちろん債権者の影響を受けるべきものであるが、同様の理由から彼の死後も債権者の影響を受けるべきの金銭をそれ以上得られないようにすることができ、またこのような信託受益者にそれを贈与する意思によってそうすることができたよりも、彼が死亡するまでその信託受益者に帰属しない。彼の生存中にそれを贈与することに対する債権者の権利は、…それゆえに債権者の影響を受ける。」(Id.at138,112N.Y. Supp. at 529)。

<sup>(260)</sup> Cohen, supra note (216) p.793.

<sup>(</sup>MI) トッテン信託とは、ある者(X)が自己の出捐した自己名義の預金について、自己を受贈者として他人(Y)のために撤回可能な信託を設定するというものである。なお、ここで X が受贈者よりも先に死亡した場合には、X 死亡時の預金残額について完全な信託が成立することとなる。

<sup>(262)</sup> Cohen, supra note (216) p.793.

#### 142 京女法学 第11号

確かに、保険金受取人の指定変更権が保険契約者に留保されている場合に、保険事故の発生とともに保険金受取人の権利が確定し、債権者は何ら主張できないとすることは上記の通り疑問がなくはないが、判例は一貫して債権者の救済を否定する<sup>(80)</sup>。

この点につき 1868 年のペンシルベニア州法が適用された Weil v. Marquis 事件<sup>®</sup>において重要なことが述べられている。この事件は、保険契約者 X が保険金受取人の指定変更権を留保して、彼の妻であるYを保険金受取人 として指定した保険契約を残して、経済的危機状態のままで死亡したという ものである。Xの相続財産の人格代表者は、債権者に代わって請求をする者 であるが、保険契約者による推定的欺瞞が証明されたという理由に基づいて、 保険給付金を自己の債権の満足に充てるべく取得することを請求している。 この場合に当該給付金の取得を請求する原告の地位は比較的単純である。す なわち、保険金受取人の変更権が保険契約者に留保された保険証券は、当時 の立法上ではまったく想定されておらず、それゆえに、それがXの財産と なるよりも前に、彼が経済的危機状態のうちに死亡したことによって、Yへ と確定的に移転されたものである。そのため、裁判所は、そのような債権者 の主張を認めず、彼の保険契約上の処分権限は、「彼の死亡の時に喪失する。 …彼の死亡の瞬間に当該証券から被告〔保険金受取人:筆者〕の権利を奪う 後続条件の発生は不可能となる。その時まで、当該証券上の利益は、無価値 の期待以上には何らの価値もないものである場合には、「保険事故の発生に よって:筆者〕その期待は成就し、証券上の利益は直ちに確定的なものとな る。」と述べている (5) 。 債権者の地位は、当該証券が最初の発行または後に 彼女に譲渡された場合に、保険金受取人を変更するための何らの権利も保険 契約者が保険契約上で留保していなかった場合になったであろう地位におか

<sup>(263)</sup> Farmers and Merchants' Bank v. National Life Insurance Company, 161 Ga. 793, 131 S. E. 902, 44 A. L. R. 1184, 1188 (1926).

<sup>(264)</sup> Weil v. Marquis, 256 Pa. 608, 101 Atl. 70 (1917).

<sup>(265)</sup> Weil v. Marquis, supra note (264) 256 Pa. 614, 101 Atl. 71.

れることとなる。これは詐害行為の該当性の問題を除けば、Xの債権者の権利は免除立法に反する他の財産の所有と等しくそれにわたる支配権を保険金受取人が有しているという理由に基づいている。

また、Irving Bank v. Alexander 事件<sup>®</sup>では、保険契約者 A(夫)が保 険金受取人として妻 Y を指定して締結した保険契約について、Y が受け取っ た保険金のうち、債権者 X は 50 万ドル分の価値を提供することを求めてい る。その際、保険契約者Aの相続財産はすでに経済的危機状態にあった。 しかし、当該事案が審理される時までに、ペンシルベニア州法は、その当時 の立法の傾向にそって、法改正を行った。すなわち、妻は保険金受取人の変 更権が保険契約者に留保されているにもかかわらず、〔受取人の変更がなさ れなければ:筆者〕なおも保険金受取人でありつづけることができると規定 する。この点で、North British & Mercantile Insurance Company v. Ingals 事件物においては、裁判所が採用した同様の議論に関して債権者の主張が 示されている。すなわち、保険契約者に保険金受取人の指定変更権を留保し た保険証券のもとで、保険契約者 X が Y を保険金受取人に指定した場合に、 撤回権の留保がない場合には、保険事故の発生(被保険者の死亡)によって、 贈与が完了したこととなるという明確な判決があるにもかかわらず<sup>®</sup>、カ リフォルニア州裁判所は、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保せ ずに指定をしたことによって贈与は、すでに完了しており X が経済的危機 状態で死亡した場合であっても、債権者に関して許害行為となるとする債権 者の主張を斥けている。裁判所は、当該移転は、保険契約者Xの死亡によっ て、法的効果がもたらされる (289)。

<sup>(266)</sup> Irving Bank v. Alexander, 280 Pa. 466, 124 At. 634 (1924).

<sup>(267)</sup> North British & Mercantile Insurance Company v. Ingals, 109 Cal. App. 147, 292 Pac. 678 (1930).

<sup>(268)</sup> New York Life Ins. Co. v. Bank of Italy, 60 Cal. App. 602, 606, 214 Pac. 61,62 (1923).

<sup>(269)</sup> North British & Mercantile Insurance Company v. Ingals, supra note (267) 109 Cal. App. 158,292 Pac. 682.

## 2 保険契約者の債権者と保険金受取人の権利の調整②一詐害行為

### (1) 序説

次に、保険契約者の債権者と保険金受取人の権利がどのように調整されているかということを生命保険契約にかかる詐害行為に関する規定の適用の有無という観点から考察をしていきたいと思う<sup>(20)</sup>。一般に、ある生命保険契約が保険契約者の債権者との関係で詐害行為とされる場合は次の通りである。すなわち、①経済的危機状態となった保険契約者が、新たに保険金受取人を指定あるいは変更すること<sup>(20)</sup>が問題とされる場合(以下、これを「保険金受取人の指定変更型の詐害行為」という)と、②第三者を保険金受取人とする生命保険契約を締結したときに経済的危機状態にあったにもかかわらず、保険契約を維持し、その財産から保険料の全部または一部が支払われ続けていることが問題とされる場合(以下、これを「保険料支払型の詐害行為」という)とがある<sup>(20)</sup>。<sup>(20)</sup>

以下では、上記の①・②のそれぞれについて、順次検討していくこととする。

## (2) 保険金受取人の指定変更型の詐害行為

まず、保険契約者が、経済的危機状態となった後に、新たに保険金受取人を指定あるいは変更するという行為<sup>(M)</sup>が「詐害行為」に該当するかという

<sup>(270)</sup> Garrard Glenn, Fraudulent Conveyances and Preferences, vol.1 (Hein, Revised ed. 2001) pp.317-332 において、アメリカ法における詐害行為に関する体系書であるが、生命保険契約と詐害行為との関係を詳細に論じている。

<sup>(271)</sup> なお、たいていの場合は、このような変更は、保険契約者自身またはその相続財産から、彼の妻子やその他の近親者に対してなされるものである。

<sup>(272)</sup> Heath, supra note (112) p.64.

<sup>(273)</sup> Glenn, supra note (270) p.319. そのほか、Note, Creditor's Rights in Exempt Proceeds of Life Insurance, etc., 25 Va. Law Rev.588; Schwartz, Life Insurance Policies in Bankruptcy,13 St. John's Law Rev.18; Isadore H. Cohen, Execution Process and Life Insurance,39 Columbia Law Rev.139; Note, Change of Beneficiary of Life Policy as a Fraudulent Conveyance,47 Yale Law J.128.

<sup>(24)</sup> なお、このような保険金受取人の指定・変更行為は、保険契約者以外の第三者に権

ことを検討する。

一般に、保険金受取人が指定されていない保険契約について、保険契約者 が経済的危機状態になった後で、新たに保険金受取人の指定をすることは、 実質的・経済的にみれば保険契約者から保険金受取人に対する財産の譲渡で あると考えられる。なかでもそのような無資力状態となった保険契約者(債 務者)が、とくに保険金受取人から何らの対価を得ることなく、こうした行 為をすることは詐害行為を構成し、当該指定は無効とされ、保険金の全額を 債権者が自己の債権の引当てすることができることになるものと解されてい る。初期の裁判例においても、個々の事案において保険金受取人の指定・変 更権が行使される状況は異なっているけれどもそのように解されてきた

。 多くの州では、ニューヨーク州の免除立法をモデルとした規定をおいており、 このような立法によれば、保険契約者が詐欺的譲渡をなす場合、債権者は保 険金全額についてその権利を有する(取得する)ものであると解している。 これに関連する事案として、たとえば、Continental National Bank v. Moore 事件<sup>®</sup>がある。この事例に適用された差押免除法は、ニューヨーク 州の1939年改正前のものであるが、当該保険証券には解約返戻金が存在し ており、保険金受取人は、債権者の権利が移転時の解約返戻金に制限される べきであると主張したのに対して、債権者は保険金全額について権利を有す ると主張した。裁判所は、破産条項が破産者に特に有利なものとして含まれ ていることを理由として、当該移転が差し止められる場合には、当該保険契 約は債務者の相続財産へと支払われるべきものとなり、その状況において、 それは保険契約者Xの債務を支払うために使用されるべきであるから、債 権者は保険金全額について権利を有すると判示する。それに加えて次のよう

利を付与することであり、これには保険契約の譲渡(assignment)も含むものと解されている。

<sup>(275)</sup> Glenn, supra note (270) p.319.

<sup>(276)</sup> Continental National Bank v. Moore, 83 App. Div. 419, 82 N. Y. Supp. 302 (1st Dep't. 1903).

に追加説明が述べられている。すなわち、「債務者によってなされる財産の移転が、その債権者の申立てにより詐害行為であるという理由に基づき取消される場合に、その権利は単に譲渡前の財産それ自体の価値に対してのみではなく、その後の価値の評価や増加も含む財産を取得することができると我々は考える」「ことしていた。このように詐欺的譲渡を規制する諸原則に基づいて請求をする際には、裁判所は、移転されたと考えられる価値が当該保険契約の解約返戻金であるとみなされる場合であっても、それは譲渡された際の価値の評価であるにすぎないので、債権者は保険金受取人が死亡保険金として得た保険金全額を取得することを認めるべきであると述べられている。このように保険金全額であるとする結論は、ペンシルベニア州のMatter of Elliott's Executors事件「のを同様に採用されている。同州では、一般に債権者は、移転時の解約返戻金の額にその権利が制限されるものではなく、保険金全額について権利を有するものとされている。

その一方では、経済的危機状態となった保険契約者が保険金受取人から何らの対価を得ることなく、指定を行った場合には、単に保険金受取人の指定を行なっただけで詐害行為とするのではなく、保険金受取人の指定の時点で解約返戻金が存在していたことが要件とされている事例もみられる。もっとも、これに関する二つの初期の裁判例においては、債権者の救済の判断基準としての解約返戻金の有無についていかなる言及もなされておらず、また移転された資産の評価としての価値に関しても何も述べられていない。たとえば、Catchings v. Manlove 事件 では、解約返戻金の有無についてまったく言及することなく、債権者は当該契約の保険金全額を取得することができるであろうとされている。これは二つの点において当然のことであると考えられていた。すなわち、①生命保険事業における機能としての解約返戻金は当時はまだ発展しておらず社会的にも認識されていなかったこと(上記判決

<sup>(277)</sup> Id., at 424, 82 N. Y. Supp. at 306.

<sup>(278)</sup> In re Matter of Elliott's Executors. 50 Pa. 75 (1865).

<sup>(279)</sup> Catchings v. Manlove, 39 Miss. 655 (1861).

の当時、アメリカの近代的生命保険業において、保険契約の失効、解約等により生じた資金を保険契約者に払い戻すという発想はなかった)、②被告代理人は、保険事故が発生するまでは抽象的な権利であり、無体財産としての保険契約は詐欺的譲渡の対象とされるべきものではないという理由に基づいて主張することにより勝訴するための機会を有していると考えていることである。また、前出の Matter of Eliott's Executors 事件 においても、債権者は当該証券の移転時における価値に制限されることなく自己の債権の満足に充てるためにそれを取得をすることができるとする。この二つの判例は、生命保険契約は保険事故発生時にのみ金銭の給付を行う契約であるという考え方を基礎としている。19世紀には、保険契約は裁判所にとっては明らかにその当時の状況におけるそれ以上の意味はなかったのである。上記の通り、近代生命保険業において、解約返戻金という発想が登場したのは、不可没収運動が起こった19世紀末以降のことであり、判決においても当時の時代的な背景が表われている。

以上の裁判例に対して、その後の裁判例の中には、保険金受取人の指定が行なわれた時点で当該契約に解約返戻金が存在することを要求するものが現れた。たとえば、White v. Pacific Mutual Life Insurance Co. 事件<sup>(20)</sup>は、解約返戻金はすでに保険契約の確定的な一部となっており、同判決では、その価値は債権者の権利を決定するための解約返戻金額と一致すると判示されている。Coalter v. Willard 事件<sup>(20)</sup>では、当該契約が移転時に解約返戻金を有していたことを主張できなかった場合には、その申立は不十分であるとする

<sup>(200)</sup> In re Matter of Elliott's Executors, supra note (278) 75.

なお、実際問題として、当該証券はおそらくほとんど売却できる価値はない。1859年2月及び3月に契約の効力が発生し、9月に譲渡されたものであり、被保険者は同年11月に死亡したためである。当該譲渡は、債務者の妻のためになされたものであるため、被告は後のHume判決において、未亡人および孤児のための保険を助長するために法律上認められたという見解を採用する議論に基づいている。

<sup>(281)</sup> White v. Pacific Mutual Life Insurance Co., 150 Va. 849, 143 S. E. 340 (1928).

<sup>(2022)</sup> Coalter v. Willard, 156 Va. 79, 158 S. E. 724 (1931), 18 VA. L. Rev. 95.

ための理論的手段となるとしたうえで、同裁判所は、「ヴァージニア州では、満期となる前の生命保険契約(解約返戻金を有していないもの)は、想定するところにおいて〔詐欺的移転を規制する規定における〕財産ではない。」と判示した<sup>(26)</sup>。

その後、上述の保険金受取人の指定時に当該契約に解約返戻金が存在することを要求するルールには、新たな変化が見られるに至った<sup>(M)</sup>。たとえば病床にあり、かつ自分自身が死に向かっていることを知っている X が彼の生命に関する保険契約の保険金受取人を彼の相続財産から彼の兄へと変更した場合において、巡回区裁判所<sup>(M)</sup>およびネブラスカ州裁判所<sup>(M)</sup>はいずれも、当該契約は何らの解約返戻金を有していないので、債権者は保険金全額について自己の債権を取得することができると判示している。これは、裁判所が当該状況の下で、「…移転された契約が価値を有していなかったとは言えない。それどころか……死が間近に迫っているという事実(実際に被保険者は確実に 2・3 日以内に死亡するという事実)は、偶発性の要素を取り除く方向に働き、その移転の時点における契約に、厳密にはその額面価額に近似した金銭上の利益を与えることとなる。……」と考えに依拠したことによる<sup>(M)</sup>。すなわちこれによれば、解約返戻金の有無に関わりなく、詐害行為が成立する場合には保険金全額について返還を認めることとなる。

以上に対して、Equitable Life Assurance Society v. Hitchcock 事件 は、「こうした一連の判決(前出の判決群:筆者)が維持されるような害悪

<sup>(283)</sup> Id., at 83, 158 S. E. at 725. なお、同様の考え方は、Davis v. Cramer, 133 Ark. 224, 202 S. W. 239 (1918) においても採られている。同裁判所は、保険契約者 X の債権者は、保険事故発生前に執行することによって解約価額以上の回収をすることはできないので、それゆえに彼らは保険事故発生後に移転時の解約価額以上を得ることはできないとする。

<sup>(294)</sup> Union Central Life Ins. Co. v. Flicher, 101 F. 2d 857 (C. C. A. 9th, 1939).

<sup>(265)</sup> Navassa Guano Co. v. Cockfield. 253 Fed. 883 (C. C. A. 4th. 1918).

<sup>(286)</sup> La Borde v. Farmers' State Bank. 116 Neb. 33, 215 N. W. 559 (1927).

<sup>(27)</sup> Navassa Guano Co. v. Cockfield, supra note (275) 885-886.

<sup>(288)</sup> Equitable Life Assurance Society v. Hitchcock, 270 Mich.72, 258 N. W. 214 (1935).

は避けることができる。その一方で、それと同時に、妻や子の権利に対する特別な保護は、保険契約を通じて債権者の権利を移転時の当該契約の解約返戻金を引当てとすることに限定するという方法によって、提供されるべきである。保険契約は財産であるということは確かであるが、それは限定された意味においてのみいえることである。解約返戻金の以外……保険契約は単なる期待である……被保険者の死亡まで解約返戻金を除いて、その詐欺的譲渡を無効とする旨を規定する立法の意味において何らの財産も存在していない。」と判示されている<sup>689</sup>。

詐害行為が成立した場合に、債権者が受けることのできる救済は、保険金受取人の指定の時点における解約返戻金額であるとする。なお、このように詐害行為が成立し得る保険金受取人の指定がなされ後に、保険契約者がさらに保険料の支払っていた場合には、債権者は支払時点における解約返戻金に加えて、指定後に支払われた保険料についても返還を請求することができるとする見解もある<sup>(20)</sup>。ただし、このような様々な判決が出されている中で、依然として解約返戻金の有無とは無関係に、詐害行為の成立を認め、債権者は保険金全額について取得して自己の債権の満足に充てることを認めるとする裁判例も存在していた<sup>(20)</sup>。

一般に、経済的危機状態にある保険契約者 X が、何らの対価を得ることなくして保険契約を保険金受取人へと移転しようとする場合には、彼の債権者は、裁判所に当該移転を詐欺的譲渡であることを理由として無効とすべきことを申し立てることができると考えられる。しかし、この基本的な主張か

<sup>(289)</sup> Equitable Life Assurance Society v. Hitchcock, supra note (288) p.216. 同様の見解はミズーリ州およびウィスコンシン州の裁判例でも見られる。たとえば Judson v. Walker, 155 Mo. 166, 55 S. W. 1083(1900); First Wisconsin Nat. Bank of Milwaukee v. Roehling, 224 Wis, 316, 269 N. W. 677 (1936), 224 Wis, 329, 272 N. W. 664 (1937).

<sup>(290)</sup> Glenn, supra note (270) p.320.

<sup>(20)</sup> Gould v. Fleitmann, 188 App. Div. 759,176 N. Y. Supp. 631 (1919), aff'd, 230 N.Y. 569, 130 N.E.897 (1920); Ex parte Wilkinson, 220 Ala. 529,126 So. 102 (1929); Love v. First National Bank of Birmingham, 228 Ala. 258, 262, 153 So. 189 (1934); Headen v. Miller,141 Calf. App. 3d 169, 190 Calf. Rptr.198 (1983).

ら、申立人である債権者が有する権利の範囲はどこまでなのかといった問題 を生ずる。一つの結論は、実質的に解約返戻金がない場合には、Xの債権者 は自己の債権の満足に充てるために何も取得することができないと判示した Del Valle v. Hyland 事件 (を) において見出される。しかし、保険事故発生前 に生ずるこのような全ての事案において、債権者の救済が解約返戻金の額の いかんによってその可否が決定されるべきかどうかは極めて疑問である。通 常、ある保険証券の現在の価値は、その解約返戻金の額であると考えられる。 そして、そうした考えは、連邦倒産法<sup>®</sup>の中で採り上げられている。しかし、 後者は、一般に認められているところでは、破産者に対して何らかの価値を 留保するためになされるものである。それに加え、通常の慎重な者は、担保 として供せられている当該契約の以上の債務を負うことはしないだろう。X が A に 1000 ドルの債務を負っている場合に、A が直ちに債務支払(履行) を求めれば、1000ドル以下の解約返戻金のある保険契約について、保険者 は満額の支払を認めることはしないだろう。すぐに支払を求めるAは、彼 らがその時に支払われうる価値で当該契約を解約することを考えるだろうこ とがその理由である。

しかし、解約返戻金額の存在することはある契約の有する価値を測るための唯一の基準であるということにはならない。当該契約の額面価値が 25000 ドルであり、X がホジキン病(Hodgkin's disease。いわゆる「悪性リンパ腫」)である場合に、当該契約の価値は、何らの持分がない場合であっても、X の生存期間のうちあらゆる医師が相当な正確さで予測することが可能な期間の分だけ金額を割引くことによって、25000 ドルに近くなる。したがって、ある契約の価値は、様々な目的から異なっていることを考慮することはいうまでもなく、あらゆる場合に、それは少なくとも二つの価値を有していると考えられる。すなわち、①その解約返戻金と② X の死亡に基づき額面価額を

<sup>(202)</sup> Del Valle v. Hyland, 76 Hun 493, 27 N. Y. Supp. 1059 (1st Dep't 1894).

<sup>(233)</sup> The Bankruptcy Act, 30 STAT. 565 (1898), 11 U. S. C. A. § 110 (1934)

支払う会社との契約上の合意(保険給付金)の現在価値である。前者は、たいていの場合、当該契約それ自体により確定される。後者は、Xの生存期間に影響を及ぼし得る諸要素の情報によって確定される。通常の事案においては広い制限の範囲内であっても、正確な保証に関する予測をすることを認めていない。それにもかかわらず、ある契約がこのような価値を有するという事実は、不確定である場合であっても、これらの諸問題の解決には相当な意義が与えられていると考えるべきである。

債権者は、保険契約者 X による保険金受取人から何らの対価なくしてな された保険契約の移転を無効とするための訴訟を提起する場合には、もっぱ ら移転時の解約返戻金の有無に基づくべきであるとする見解と反対の考えに 基づくことは、保険契約についてあらゆる考慮から、適切ではない。正確に、 その関係性をみるためには、裁判所は、Xの将来の生存の見込みのある期間 に関して焦点を当てることができる証拠の提出を認める、あるいは要求する べきである。そして、それぞれの事例は提出された証拠にしたがって解決さ れるべきである。しかし、個々の事案の解決は、債権者のために当該移転を 無効とする判決から始まる。当該当事者に残された関心は、そのとき単純に 整理することができる。債権者が保険契約に関する処分の選択権を行使した 場合、彼が保険金受取人として指定され、そして、一定の条件に従って、当 該契約の完全な所有権を与えられる。彼は、保険料を支払うことによって当 該契約を存続させるための合意をすることが必要とされる。Xの死亡に基づ き、その債権者は、法的な利害をもって、彼がすでに支払いをした保険料額 を超える金額の請求をすることが認められる。しかし、こうした利益は、当 初指定されていた保険金受取人に帰属すべきである。なぜなら、その指定は、 Xの債権者の権利を害しない限りでは有効であると解されるためである。別 の解決方法は、Yの保険金受取人としての指定を、債権者の有する債権につ いて保険会社における記録に従って担保と理解するものとして捉えることで ある。Yには保険料を支払うことが求められるが、Xの死亡に基づいて、債 権者に対して債務の支払がなされ、彼の担保権は消滅する。他方で、Yが保険料に多くを支払っていたため両方の債務を支払うのに十分でない場合にはYに対する債権が第一に免除される。

従来の考え方は、保険会社によって支払われた保険金額は、債権者の請求に基づく支払に対して適用されるとするものであるが、それは Reynolds v. Aetna Life Insurance Co. 事件 において採用された考え方である。そして、債権者は、収益管理人が選任された時における解約返戻金にのみ権利を有するとする被告の主張があったにもかかわらず、このように保険金について権利を有する旨の判断がなされた。

また、コモン・ローのもとで判断されたイギリスの裁判例 においても、類似の主張が意味を持たないことが証明されている。同事案では、当該契約は、移転の時に何らの価値を有していないことが証明されたにもかかわらず、裁判所による決定は保険金全額について債権者の自己の債権の引き当てとなるものと理解されている。その解約返戻金の存在は単なる債権者が自己の債権の満足を得るための要素ではないということは、Rolls 裁判長の判決理由の中で述べていたことからも明らかである。すなわち、「この事案では、当該契約は市場において何らの価値も有していないことが明らかにされている。…しかし、当裁判所は、それらが市場において大きい額で売られるか、小さい額で売られるかどうかを問題とすることはできない。私は、それらは大きな価値を有し、ある契約の価値は、譲渡がなされる時における被保険者(兼保険金受取人)の年齢や健康状態などのような複数の支払にも基づいていると想定している。…私は、これらの証拠に基づいて、譲渡の日において、すべての利害関係者は、被保険者が死亡していたことを知っていたものと考

<sup>(294)</sup> Reynolds v. Aetna Life Insurance Co., 160 N. Y. 635, 55 N. E. 305 (1899).

<sup>(26)</sup> Stokoe v. Cowan, 29 Beav. 637, 54 Eng. Rep. R. 775 (1861). X は、1857 年および 1858 年に、自己の生命に関して、彼の相続財産に支払われる保険契約を締結した。 1859 年 11 月 9 日に、約 175 ポンドの債務の対価として、彼の母親にそれら保険契約 を譲渡した。当該契約の額面価値は、800 ポンドであった。債権者のための命令は、条項によってのみ、譲受人に彼女の請求額を支払うことに制限された。

えられる。彼の習慣と衰弱の状態だけではなく、彼が罹患していた病気の種類は、すべての利害関係者は、10月には彼がそれほど長くは生きないだろうことを知っていたということを私に確信させた。……当該契約が競売に出される場合には、それが高値で売れるのではなく、彼に関わる人々は、彼の生存があり得ないことを知っていたのであり、こうした証拠は、当該契約はその年において、174 ポンドよりも高い価値を有することを知っていたこと、および保険料に関する限り、彼らがそれ以上に払うべきこともなさそうであることを知っていたことを示しているのである。…」とする<sup>96</sup>。

これらの考慮要素を検証してみると、前出の Del Valle v. Hyland 事件<sup>600</sup> の判決は、保険契約はその解約返戻金が正当に有している以上の価値はないという考えにおいてのみ有効であると考えられている。しかし、生命保険には、当該契約にはその利用可能な解約返戻金とは明確に区別された価値が与えられるべきことが明らかにされている。

## (3) 保険料支払型の詐害行為

特定の保険金受取人が指定されている状態で、無資力状態となった保険契約者(債務者)が、その後も、何らの対価を得ることなく保険料を支払い続けることは、実質的・経済的にみて保険金受取人に対する財産の移転であると考えられている。この場合、保険契約者の債権者が詐害行為を主張し、保険金受取人に対して何らかの請求を求めることがある<sup>(80)</sup>。

伝統的に、このような保険契約者による保険料の支払が、保険金受取人等から何らの対価を得ない無償処分である場合には、それは贈与あるいは無償譲渡であり、当然に債権者に対する詐害行為を構成するものと解されてきた<sup>(29)</sup>。しかし、これに対して、重要な例外を認める連邦最高裁の判決が出

<sup>(296)</sup> Stokoe v. Cowan, supra note (295) 29 Beav. 640, 54 Eng. Rep. R. 776.

<sup>(297)</sup> Del Valle v. Hyland, supra note (292), 27 N. Y. Supp. 1059.

<sup>(298)</sup> Glenn. supra note (270) p.321.

<sup>(299)</sup> Fearn v. Ward, 80 Ala. 555, 2 So.114 (1886); Barry v. Equitable Life, 59 N. Y. 587

現した。すなわち、1888年の Hume 事件<sup>®</sup>である。以下では、まずこの Hume 事件の事実の概要と判旨を紹介し、その分析を試みようと思う。

#### [事実の概要]

本件はすでに経済的危機状態となっていた債務者(Thomas L. Hume。以下「Hume」とする)が複数の保険契約を締結し保険料を支払い続けていたことが、債権者に対する詐害行為に該当するかどうかが問題となった事案である<sup>(90)</sup>。

Hume は、1872 年 4 月 23 日、Virginia 生命保険会社との間で、保険期間を終身、保険金額を 10000 ドルとし、また彼の生命に関して、彼の妻(Annie Graham Hume。以下「Hume 婦人」とする)および彼の子ども達(その相続人、遺言執行者(executors)または譲受人(assigns))のもっぱら使用と利益に供せられるための保険契約を締結した。なお、同社の約款には、「当会社が発行したすべての既婚女性のためのものと表示されたあらゆる者の生命に関するあらゆる保険証券は、同様のことが彼女自身または彼女の夫その他のいかなる者によっても当初から生じているかどうか、あるいは保険料は(1874);In re Bear, 11 Nat. Bankr. Reg. 46, 2 Fed. Cas. No. 1178(1875); Stigler's Ex'x v.

(1874);In re Bear, 11 Nat. Bankr. Reg. 46, 2 Fed. Cas. No. 1178(1875); Stigler's Exix v Stigler,77 Va. 163 (1883).

(300) Central National Bank et al. v. Hume, 128 U.S. 195 (1888).

(30) なお、同判決は確定権利概念を採用した点でも意義を有するものとして知られる。すなわち、「夫または父親の生命に関する被保険利益に基づいて、妻または子あるいはその両方に対する契約において、彼らが生存している一方で、後者は彼らの同意なくして同様のことについて、何らの処分権を有しないこと、あるいは彼はその中で彼自身のために使うことのできるあらゆる利益もないこと、あるいは彼の死亡に基づいてそれらが支払われるべき保険金受取人に帰属する、このような保険契約上の給付金に対するあらゆる利益を、彼の人格代表者または債権者にはないということ疑うことはできない。確かに、保険証券およびそれに基づき支払われることとなる金銭は、保険証券が発行された瞬間に保険金受取人として指名された者に帰属すること、そして保険証券を取得した者には捺印証書やいかなる行為によっても指定された者の利益をその他の者に移転させる権限はない…。」(下線部:筆者)として Bliss の見解を引用する(確定権利概念については、拙稿「保険金受取人の法的地位に関する一考察(3)一保険金受取人とそれをめぐる利害調整法理—」第3章第2款(『京女法学』第10号75頁以下)において考察した)。

彼女自身または彼女の夫その他のあらゆる者によってその後も支払われてい るかどうかは、あらゆる場合に保険証券に表示されているように彼女(彼女 または夫の子)の唯一かつ独立の利用と利益のために生じることとなり、彼 女の夫または彼の債権者等の支配または請求から自由に彼女が保有すること ができる。| と規定されている。 Hume は、1880 年 3 月 28 日、Hartford 生命・ 年金保険会社との間で、生存していれば妻に対して支払われ、そうでなけれ ば法定代理人に対して支払われる彼の生命に関する保険契約を締結した。さ らに、Hume は、1881 年 2 月 17 日、Maryland 生命保険会社との間で、彼 の生命に関する、保険期間は終身、保険金額10000ドルで「保険金受取人 (Hume 婦人) に対して、もっぱら彼女の使用、彼女の遺言執行者、遺産管 理人または譲受人に対して支払われる」旨の保険契約を締結した。さらに 1881 年 6 月 13 日に Connecticut 生命保険相互会社は、年間保険料 350.30 ド ルとして、その日よりも前に支払われるべき保険金額10,000ドル、保険期 間を終身、Hume 婦人および彼女の子どもまたは法定代理人に支払われる Hume の生命に関する保険契約を締結した。なお、同保険会社との契約に適 用される州法には、「既婚女性のためにと表示され、または彼女もしくは彼 女のための信託に譲渡されたあらゆる生命保険証券は、彼女の独立した使用 に供することができる。ただし支払前に彼女が死亡した場合には、彼女の子 どもまたは彼女の夫の子どもの使用に供することができる。」と規定されて いる。

Hume は 1881 年 10 月 23 日に経済的危機状態で、Hume 婦人と 6 人の未成年の子どもを残して死亡した。1881 年 11 月 2 日、Hume の手形の保有者である Central National Bank は、Hume 婦人と Maryland 社に対して、コロンビア特別区最高裁判所に訴状を提出した。その中では、Hume が、原告の理解または同意なく 242.26 ドルの保険料を支払い続け、原告およびその他の債権者を妨害し、遅滞させまたは欺瞞する("hider, delay and defraud")ために、保険会社から彼女自身または子どものいずれかに支払われることから、

Hume 婦人による訴訟係属中の満期額の受領について差止め命令を求め、そ して上記保険証券の額は彼の死亡時に彼が負っている債務の支払に充てられ るべきことが主張されている。それに対して、Hume 婦人は、11月16日に 問題となっている証券を申込んで取得したのはないこと、1879年に死亡した 彼女の父親は、もっとも大きな Hume の財産に対する債権者であったことを 述べた。彼女は、父親の財産の残余の受贈者であること、当該証券の額は単 に彼女に提供するだけではなく、損害から彼女を保護すること、彼女の母親 は年間約3000ドルを有する家屋を彼女の最善の利益および彼の妻子の利益 のために提供したこと、そして問題となっている証券に基づいて支払われる 保険料および他の証券に基づいて支払われた保険料は、父親の相続財産に属 する金銭または彼女の母親のそれに属する金銭から支払われていること、 Hume の未払いの手形を有する収益管理人 B.U.Kevser は、1881 年 11 月 16 日に裁判所の命令によって、こうした原因において、共同原告として訴訟参 加することを主張しそれが認められた。R.R.Perry と R.Fendall は 1881 年 11 月 26 日に Hume の遺産管理人に選任され、1882 年 1 月 23 日に、同管理人 は Hume 婦人および他のそれぞれの保険者に対して、訴状を提出した。しか し、それぞれの証券を彼の債権者に属する資産の支払不能状態による詐欺的 譲渡であるとして反論された。Hume 婦人は、彼自身と彼の家族のために所 有するすべてのものを、彼が最善と考えたいなかなる方法でも使用すること ができるということ、彼女は、彼女自身が1879年5月のPickrellの死亡の時 から 1 年につき 200 ドルから 250 ドルまで 1881 年 10 月 Hume の死亡の時ま で有していたこと、及び Hume の死亡前は、彼の妻および彼女自身に、 Hume 婦人のために彼の生命に保険をかけていたこと、しかしそのような高 額の金銭がどこから出てくるのかは知らせていなかったことを Hume に話し たことを証言した。Maryland 社の代理人 Blackford は、1881 年 2 月 に Hume が彼に、自分の妻子のために投資されている特定の手段は彼の手中に あること、代理人 Blackford に 10000 ドル取得すると結論付け、数か月後に

Connecticut 社において 10000 万ドル取得しなければならないということ伝 えたことを証言した。彼はそれに応じて、Marvland 社で 10000 ドルを取得し、 夏期に Connecticut 社の保険を取得したことを Blackford に知らせた。Hume が主として、Pickrell が彼の権限証書の裏書 (indorsements) をしたことによっ て、Pickrell の財産に属する証券のお金を集めることによって Pickrell の財 産から恩恵を受けていたという証拠、この訴訟に関連する上記の相続財産は その究極的な価値が問題を含んでいることがあげられた。こうした原因は 1885年1月5日に遺産管理人が、上記のすべての保険証券に関する保険料と して Hume が支払った額を取り戻さなければならないということ、Maryland 社と Connecticut 社から受け取って裁判所に払い込まれた金銭の残りは、 Hume 婦人個人に、さもなければ彼女自身と子供たちのための保護者に支払 われるべきこと、Hartford 社は、それによって発行された証書上で支払われ るべき額について支払うことを命じられた。この命令から、Central National Bank O B.U.Kevser & the Farmers' & Mechanics' National Bank of Georgetown の G.W.Cochran および遺産管理人は、Hume 婦人と同様に、本 法廷へと上訴し、交差上訴にここで答えるためにこうした原因は生じた。

### 〔判旨〕

FULLER 主席裁判官は、上記の事実関係を述べた後に、同法廷の見解を述べた。

「Virginia 社により発行された保険証券に基づき支払われるべき保険給付金は、Hume 婦人自身およびその子どもの保護者として、彼女に対して支払われるべきであり、その点において、裁判所の判断に何らの誤りもない。…実際に原告がこの契約は…完全に有効であるということが Counsel によって認められているが、1874年およびその時以降、Hume が経済的危機状態であるということを証明する証拠が明らかにされているが、その時およびその時以後に支払われた保険料は、エクイティ上、債権者に帰属すること、そし

て、それに代わって債権者らは、Maryland 社および Connecticut 社の保険料とそれに基づき支払われた保険給付金に対するのと同様に、それに対して権限を有することが主張されている。Maryland 社の契約は直接に、その会社と Hume 婦人の間のものであって、われわれの判決の中では、Connecticut 社のそれについては確かであるが、Hartford 社の証券は、生存している場合には、彼女に支払われるということは否定している。……〔中略〕……

「当該保険契約締結時に、経済的危機状態であり、Hume 自身で保険料を 支払っていた。Hume は、これらの証券が〔エリザベス法(筆者)〕の条項 の範囲内であり、妨害し、遅滞させまたは欺瞞する意思をもって財産を譲渡 するに等しいものとして、債権者の利益に供せられるものであると議論され ている。エリザベス法の対象は、債務者が彼の債権者を害するあらゆる方法 で、その財産を取引することを防止することにあるが、このような取引にも かかわらず、債権者が干渉することができない取引は証書の中にも法の意図 するところでもない。法の観点から、信頼は債務者の支払能力を根拠として、 彼の所有が彼を信頼した人々の侵害を減らされないことを確信して拡大され る。この信頼は、彼が信頼を得た後に彼自身の財産を他人に安価で売却する ことによって手放なす場合には、その信頼は裏切られ、濫用される。そして、 彼の相続財産に支払われる彼の生命に関する保険証券を締結した場合には、 債権者に対して、経済的危機状態の間における彼の妻または子ども(あるい はそのいずれか)に対する/のためのこのような証券の譲渡は、法の中で詐 欺的譲渡を構成する。そして債務者が彼の債権者から彼らが権限を有する財 産を奪うことに何らの故意を有しない場合であっても彼の行為は事実上債権 者からこのような資金を引き出すものであるため、これは無償に処分するも のである。このルールは、前提として、債務者による彼の財産のあらゆる他 の譲渡等と同様の根拠に基づくものである。この譲渡の欠点は、債権者の範 囲の中から債務者の財産を取り除くことである。しかし、このルールは、債 務者が自身の債務の支払が有効になされうる場合にのみ適用される。……後者の事例では、債務者は一度も債権者にとって利用できる財産について利益を有したことはない。債権者が譲渡人が彼の負債の支払いのために、それが譲渡以前に存在していた財産の帰属を回復させることをできない場合のみ詐欺的譲渡に関する救済を利用することができる。……〔中略〕……」

「Hume が経済的危機状態の間に、Hume 婦人とその子どもが彼よりも長 く生存したものとして、彼自身の金銭から保険料を支払い、当該契約が保険 契約者を保障することを可能とすることによって、彼らを代表する債権者ま たは管理人は、本来の一家の大黒柱の死亡というできごとによって明示的に 担保されたこれらの従属したものから、どのような理由により減ぜられるの かを理解することは難しい。付保された利益は、債権者のものでも、債権者 のものでもいずれでもない。当該契約は、債権者または彼の代表者もしくは 債権者に支払われるものではない。いかなる意味においても、保険料として 支払われた金額がこのような贈与または譲渡を構成するものと考えられない 限り、債務者の財産の贈与または譲渡もない。これは、以下の裁判所の見解 であったように思われる。なぜなら、当該判決は、原告に対して、1874年 から1881年に、Virginia社およびその他の会社に支払われた保険料を与える。 それぞれ契約日から 1884 年 1 月 4 日までに利息付で、2696.10 ドルになる (Maryland 社および Connecticut 社によって裁判所に支払われた金銭の中か ら、Hume の遺産管理人に支払われることに向けられる)。しかし、Hume が経済的危機状態の時に彼の所有する財産からこの金銭を支払った場合で も、そしてこのような支払がエリザベス法の範囲内であっても、これはすで に述べた理由から、保険金受取人に帰属した保険給付金に関して、債権者に 利益を与えるものではない。|

「……〔中略〕……債務の支払のために債務者の財産の十分さを考える際に、確実かつ即座の避けがたく合理的な贈与者の家族を支える必要性は、当然の彼の事業および必要な費用を考慮して控除されるべきである。債権者の利益

の議論は、債務者は家族を苦境から保護することを認める。妻子を養うことが道義上はもとより、法律上も積極的な義務であることを認める公序は、債務者が恒久的な蓄えとして、資産を蓄積するのではなく、扶養の確保のために、彼の収入のうち、適当な部分を充てておくことは一少なくともこのような状況下で、取引の両当事者の詐害的な意図が確認されなくてはならないということを要求する限度で一許容することによって、債務者の死後の貧困から妻子を保護するために拡大されなくてはならない。そして、Hume婦人または保険者の側にこのような意図が推定されない限りは、われわれの裁判において、これらの保険料の中から何ら取り戻すことはできない。」「検討」

無資力となった保険契約者も「合理的な範囲」においては、その扶養する家族のために、保険料を支払い続け、当該保険契約を継続することができ、その場合に詐害行為が成立するためには、単に保険契約者が経済的危機状態の下で保険料を支払っていたというだけではなく、保険契約者に詐害的意図のあることが必要であるとされている<sup>(80)</sup>。

この Hume 判決の論理は、連邦最高裁の判決であるが、アメリカでは連邦判決が各州の先例となるような考え方はそもそも存在しておらず、この考え方自体も各州の裁判所において直ちに受けいれられたわけではない。そのため、この判決が述べる無資力状態での保険契約者による保険料支払は直ちに詐害行為を構成するものとする考え方には批判が多かった<sup>(80) (91)</sup>。

詐欺的譲渡とされる場合を考えてみると、次の問題は債権者がどのように

<sup>(302)</sup> Glenn, supra note (270) pp.321-322.

<sup>(303)</sup> Isadore H. Cohen, Creditors' Rigts to Insurance Proceeds as Determined by Premium Payment,40 Col. Law Review 975,978 (1940); Glenn, supra note (270) p.322. なお、この Hume 事件に批判的な立場として、Samuel Williston, Can an Insolvent Debtor Insure His Life for the Benefit of His Wife?, 25 Am. L. Rev. 185 (1891).

<sup>(304)</sup> Borg v. Mc. Croskery, 120 N.J. Eq. 80, 184 Atl. 187 (1936); Greenberg v. Goodman, 128 N. J. Eq. 149, 15 A.2d 633 (1940); Weenink & Sons Co. v. Bland ,73 Ohio App. 67, 54 N. E. 2d 426 (1943); Borin v. John Hancock Mut. Life Ins. Co., 21 Ill. App. 2d 139, 157 N.E. 2d 673 (1959).

して彼らの債権に対する履行を実現することができるかということである。 この問題は、原則ではなく、生命保険の性質から生ずる実務上の問題に関す る選択について極めて困難を生ずる。したがって、最初に、われわれは当該 契約を再検討しなければならない。

当初の保険料に加えて、彼が生存している間に追加の保険料が支払われたならば、彼が死亡した場合に、保険を買い増した。それにもかかわらず、当該契約は実際に終身期間のすべてにわたる契約の一部として考慮にいれられており、それぞれ分割払いとなっている<sup>(50)</sup>。しかし、その間に当該保険料は、当該証券の生命における特定の時点を始期とする解約返戻金価額を購入することと同様である。それに加え、当該証券は自由に譲渡することのできる保険契約者の資産でもある<sup>(50)</sup>。

こうした状況において、複数の救済手段についての問題が生じ得る。①被保険者が、債権者の債権回収に着手する前に死亡した場合には、当該証券の全保険給付金について利用可能であるが、問題は、債権者が全保険金を取得するか、あるいは詐欺的に支払われた全保険料を表す者として、その大部分のみを取得するかどうかということである。②保険契約者がまだ生存している場合には、問題は債権者が詐欺的に支払われた全保険料に対して、契約上の先取特権(lien)を有するか、あるいは現実に利用可能な現金利益(たいていの場合、解約返戻金)に制限されるかどうかである。それにくわえて、解約返戻金額が何ら存在しない場合には、債権者は全く権利を失うのか、それとも少なくとも当該証券に基づき何らかが支払われる時に当該証券上に先取特権を有するのかどうかである。

明らかに、この見解に対する第一の問題は、債権者が保険証券全部を取得 するのか、または単に詐欺的に支払われた全保険料を表すものとして、その

<sup>(305)</sup> Vance, supra note (112) pp.297-298; New York Life Ins. Co. v. Stathem, 93 U.S. 24, 23 L. Ed. 789 (1876).

<sup>(306)</sup> Grigsby v. Russell, 222 U. S. 149, 32 Sup. Ct. 58, 56 L. Ed. 133, 36 L. R. A. (N.S.) 642.

大部分のみを取得するにすぎないのかということである。債権者は流用され た信託基金について追及する信託受益者ではない。なぜなら、債務者は債権 者のために彼の財産を委託しているわけではないためである<sup>®</sup>。委託者が 信託基金の中から当該証券に基づく保険料を支払っている場合には、受益者 は、当該証券それ自体を占有している(物)。しかし、保険料の支払が詐欺的 譲渡であったことを証明することに成功した債権者は、債務者が移転した利 益のみに権利を有し、彼の債権はその額に制限される。これは一見すると妥 当な見解であるように思われる。そして、いくつかの事例においてこの見解 が支持されている(\*\*\*)。それに対して詐欺的な保険料支払いによって、契約 を維持している状況において、差押債権者が当該証券を現金化し、売却し、 あるいはその間に満期になった全給付金を回収することができるために、そ の保険給付金を含む当該証券を債権者は取得することを認めるべきであると する反対説がある<sup>(m)</sup>。おそらくこれが妥当ではないとする証拠は、このよ うな見解が出された後に、債権者は詐欺的に支払われた保険料額以上に債権 回収をすることができないとする立法を制定したニュージャージー州によっ て示されている。

このように一般的には債権者は、保険料額についてのみ権利を有するべき であると考えられるが、次に債権者はどのようにして、それを取得するのか が問題となる。保険契約者が死亡し、当該証券が支払い可能となった場合に は何らの問題も生じない。なぜなら、保険給付金は、債権者が支払を求め得

<sup>(307)</sup> Glenn, supra note (270) p.322

<sup>(308)</sup> Vance, supra note (112) p.753; Mass. Bonding Co. v. Josselyn,224 Mich. 159,194 N. W. 548 (1923); Truest v. Miller,186 Wis. 239,202 N.W.352,38 A.L.R.914 (1925); Bennett v. Rosborough,155 Ga. 265,116 S.E. 788,26 A. L. R. 1397 (1923).

<sup>(309)</sup> Vance, supra note (112) p.664, 752; Tolman v. Crowell, 288 Mass.385,193 N.E. 60 (1934); Am. Nat. Bank v. King,158 Okla.278,13 P.2d. 164 (1932); Bartram v. Hopkins,71 conn. 505, 42 At. 645 (1899); Houston v. Maddux,179 Ill 377,53 N.E.599 (1899); Levy v. Globe Bank,143 Ky.690,137 S.W.215 (1911); Stigler v. Stigler,77 Va.163 (1883).

<sup>(310)</sup> Vance, supra note (112) p.664, 752; Merchants, etc., Co. v. Borland, 53 N.J. eq. 282,31 At. 272 (1895); Lehman v. Gunn ,124 Ala. 213, So. 475,51 L.R.A.12 (1900).

ない資金を保険金受取人へと提供するためである。しかし、保険契約者が生 存している場合にはそうではない。多くの州では保険証券それ自体は、解約 返戻金を有しているかどうか、また債権者は詐欺的な保険料支払の範囲で当 該保険証券の中から彼の債権回収を実現することができるかどうかにかかわ らず、保険契約者の財産であると考えている。しかし、別の州では、保険証 券は解約価額の範囲内においてのみ財産的価値を有していると考えている。 このような価値がない場合には、債権者が保険給付金について債権回収に至 る事例において、保険契約者が直前に死亡したのではない限り、債権者の債 権回収の引当てとなる財産はないこととなる(型)。その後、ニュージャージ州 の制定法は改正、詐欺的に支払われた保険料は、保険証券に基づく給付金か ら債権回収を実現することができるとするようになった。裁判所により示さ れたこの立法の解釈は、債権者は、当該証券または解約価額の利益それ自体 を差押えることができるのではなく、保険事故の発生を待つべきであるとす るものである。その中から、保険契約者の遺言執行者に対する判決または訴 訟の提起の必要とすることなくして、債権者は遺言執行者または保険金受取 人に対して、当該証券に基づいて詐欺的に支払われた保険料の範囲内で保険 金から自己の債権を回収することができる。破産管財人も同様のルールに従 うこととなる(\*\*)。マサチューセッツ州およびペンシルベニア州も同様の立法 が存在する。しかし、ニューヨーク州は、制定法の免除を超えた保険料超 過額に関して実質的には同様の取扱いとするが、債権者は保険事故の発生を 待つのではなく、直ちに解約返戻金額から債権回収をすることができ

<sup>(311)</sup> Union Central v. Flicker,101 F.2d 857 (C.C.A. 9th,1939). カリフォルニア州法の下では、当該保険証券には解約返戻金はなく、債権者はそれを債権回収の引当てとすることはできず、証券は債権者のための資産とはならなないとする。

<sup>(312)</sup> Lanning v. Parker, 84 N. J. Eq. 429,94 At. 64 (1915); Goren v. Loeb, 124 N.J.Eq.335, 1 A.2d 861 (1938); Greiman v.Metr. Life,96 F.2d 823 (C.C.A.3rd,1938).

<sup>(313)</sup> York v. Flaherty, 210 Mass. 35,96 N.E. 53 (1911); Greiman v. Metr. Life, supra note (312) p.823; In re Silansky, 21F. Supp. 41 (Pa. 1937).

るものとしている<sup>(314)</sup>。

### 第6節 アメリカ法のまとめ

#### 第1款 アメリカ法の総括

アメリカの生命保険契約において、現在では当然のごとく保険金受取人の指定をした後であっても、保険契約上のあらゆる処分権限は保険契約者にあるものと解されている。しかし、このような諸権利が保険契約者に属するようになったのは、ここ1・2世紀のことであった。この間、アメリカでは近代生命保険業が成立した。とくに平準保険料方式が採用されていたが、保険期間の初期において生ずる余剰金を保険契約者に還元するという発想が当時はまったくなかったが、その後、不可没収法運動が起こったことをきっかけとして、保険契約者にそれを還元するということが認められるようになった。これにより生命保険契約の財産的価値と、それが保険契約者に帰属すべき財産あるいは資産としての認識が高まり、これらについて保険契約者が処分権を有することが広く認められるようになった。そうすると、こうした生命保険契約を保険契約者が自らの死後に遺族の生活保障のために利用することのできる仕組みが必要となった。

しかし、そこで問題となったのが、アメリカにおいて第三者のためにする 契約という制度を法的にどのように容認していくのかということであった。 ローマ法における契約の相対効とその例外法理である第三者のためにする契 約は、まずドイツ法へと引き継がれ、ドイツ法からフランス法に、フランス 法からイギリス法へと多大な影響を与え、さらにイギリス法はアメリカ法へ と引き継がれ影響を与えていくこととなる。そこで、アメリカ法は、19世 紀後半にイギリス法から「約因は要約者から提出されなければならない」と いう準則、および「契約当事者でない者は契約を強制できない」という準則

<sup>(314)</sup> In re Goodchild,10 F. Supp. 491 (E.D.N.Y.1935). これは Greiman v.Metr. Life,supra note(312)p.823 において引用されているが、州裁判所はその裁判所によってニュージャージー州法に解釈を与えなかった立法を扱うという理由で区別されている。

を継受し、当初は第三者のためにする契約を原則として否定する判例・学説が多数であった。その後、社会的要請から、第三者のためにする契約を認めるべく、多くの工夫がなされてきた。このとき第三者のためにする契約が、例外として認められたのは「債権者受益者」と「受贈受益者」の二つの場合であったが、次第にそれが拡大され、一般的に認められるようになった。こうして、アメリカ法において、保険契約者が遺族(第三者)のために生命保険契約を利用することが法的にも容認されたのである。

他方、アメリカでは、社会政策的な見地から、生命保険契約上の権利を保険契約者等の債権者から保護するための立法(いわゆる exemption statute または Verplank Act)がふるくから存在していた。この立法は、沿革的には、財産的あるいは経済的活動が制限されていた既婚女性を保護するための立法(emancipation)としての性格が強かったが、その後、次第に差押え免除立法としての性格を強めていき、それが各州へと広がっていった。この免除立法は、その改正が重ねられるたびに、保護の及ぶ範囲が拡大され、保険金受取人の資格や保険契約者の債権者から保護されるべき保険金の限度額も緩和されてきた。

以上の背景を前提として、次に、第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者の債権者の権利と保険金受取人の権利がどのようにして調整されてきたのかを保険事故発生の前後に分けて整理をした。

## 第2款 具体的な利害調整について

## 1 保険事故発生前

保険事故発生前の保険契約者の権利に関するアメリカ法上の取扱いは、次の通りであった。この問題は、保険事故発生前に生命保険契約上の権利(利益)について、保険契約者の債権者はいかなる権利を有しているのかというものである。この場合、保険契約者の債権者が何らかの方法で、保険契約者が有する保険事故発生前の保険契約上の権利を取得することができるのであ

れば、それに基づき自己の債権回収の引当てとすることができることとなる。 一般に、保険契約者の有する権利を取得するための方法として、 Garnishment および Attachment を利用することが考えられた。前者は、第 三者が占有している債務者の財産について、主たる債務に関する判決が出さ れる以前にこれを保全して判決後に執行するための制度であり、後者は、通 常の債権回収に用いられる救済手段であった。もっとも、いずれの制度にお いても、債務者が第三債務者に対して有する「債権」に関して適用されるが、 債務者が第三者に対して有する債権が不確定なものであってはならないとい う要件が存在していた。保険事故発生前の債権は不確定な権利であり、解約 返戻金も保険契約者の解約権の行使によって発生するため不確定な権利であ る。そのため、第三債務者が債務者に対して債務を負う以前に何らかの行為 がとられたとしても、対象となる債務はまだ発生していないこととなる。そ こで、債務者がそれを任意に履行しない場合、裁判所がそれを強制的に履行 させて確定的債務を創り出すことができるかが問題となっていたが、これも できないものと解されている。したがって、保険金受取人の指定がない場合 であっても、保険契約者の債権者は、その者の権利について強制執行等をす ることにより自己の債権の回収の引当てとすることはできないのを原則とす る。

他方、保険金受取人の指定がある場合には、たとえ保険金受取人の指定変 更権が保険契約者に留保されていたとしても、債権者は解約返戻金等につい て、自己の権利を主張することはできない。債権者が自己の権利を主張する ことができるのは、保険契約者が現実に利益を受け取った場合(解約返戻金、 保険契約者貸付または現金で保険契約者配当を受け取った場合)に限定され ている。この場合、なぜ債権者によって、自己の権利を主張することができ ないのかといえば、多くの裁判所において、保険契約者の解約返戻金等の権 利がその者の一身専属権であることが理由とされている。

以上に対して、ニューヨーク州では独自の立法があり、その立法の下で、

保険事故発生前に保険契約者の有する権利について執行することが認められていたのが特徴的である。この制度一補充手続(Supplementary Proceedings)一の下では、例外的ではあるが、保険事故発生前の保険契約者自身に帰属する権利に執行することが認められてきた。しかし、その後、1927年保険法改正による55-a条(その後の保険法166条、さらには現行3213条)が導入され、保険金受取人の指定変更権の留保の有無にかかわらず、保護が与えられることとなり、同条の適用される限り、そのような制度も意味を持たなくなった。

#### 2 保険事故発生後

以上に対して、保険事故発生後の保険契約者の債権者の権利と保険金受取人の権利との調整は、各州の制定法の内容が異なっており、また裁判例も分かれていることから、一義的にそのルールを確定することはできない。この場合には、差押免除立法が各州において存在しているが、その免除立法の及ばない範囲についても、債権者はそれをもって直ちに権利を主張することはできない。保険事故発生後の利害調整は、判例理論と制定法による保護が重複して存在しているが、その際の債権者のとりうる方法としては、二通りあった。すなわち、一般的な形で①保険事故発生後に、保険契約者の債権者が保険金請求権について直接に執行することができるかどうかということと、② 詐害行為に関する規定が適用できるかどうかということである。

まず、①の問題は、保険金受取人の指定の有無および当該指定が保険金受取人に関して条件付(保険契約者に撤回権の留保)でなされているか否かによって異なっていた。第一に、保険金受取人の指定がなされていない場合には、保険金請求権は保険契約者の相続財産に帰属することとなるため、保険契約者の債権者の権利となるかについては、差押免除立法による保護がない場合には、このような保険証券は保険契約者の債務の支払に充てられるべきこととなる。第二に、保険金受取人の指定がなされているが、保険金受取人

の指定変更権が保険契約者に留保されていない場合には、その証券発行と同時に、保険金請求権は保険金受取人の確定的な財産となり、保険事故が発生しても保険金請求権は、保険契約者の相続財産に帰属しないため、保険契約者自身が保険契約を締結し、それを維持するために保険料をすべて支払っていたとしても、保険契約者は何ら契約上の利益有していないこととなる。この場合、保険契約者の債権者の執行に対して特別な保護を与える制定法を欠く場合であっても、詐害行為の成立が認められない限り、債権者は保険契約者の有する債務の支払を負わせることはできないものと解されていた。第三に、保険金受取人の変更権が保険契約者に留保されている場合であっても、保険事故の発生により保険金受取人の権利は確定することになり、したがって、保険契約者の債権者は保険金から直接に弁済を受けることができないこととなっていた。

それに対して、②の問題は、経済的危機状態となった保険契約者が、新たに保険金受取人を指定あるいは変更することが問題とされる場合(「保険金受取人の指定変更型の詐害行為」)と、第三者を保険金受取人とする生命保険契約を締結したときに経済的危機状態にあるにもかかわらず、その財産から保険料の全部または一部が支払われ続けていることが問題とされる場合(「保険料支払型の詐害行為」)とがあった。

前者については、一般に、保険金受取人の指定がなされていない保険契約について、保険契約者が経済的危機状態になった後で、新たに保険金受取人の指定をすることは、保険金受取人に対する実質的・経済的には財産の譲渡と考えられる。なかでもそのような無資力状態となった保険契約者(債務者)が、とくに対価を得ることなく、こうした行為をすることは詐害行為となり、当該指定は無効とされ、保険金の全額が債権者の債権の引当てとなると解されていた。

他方、後者については、経済的危機状態にある保険契約者の保険料支払は、 保険金受取人等から対価を得ない無償処分である場合には、それは贈与ある いは無償譲渡であり詐害行為となるものと解されてきた。それに対しては、 Hume 判決により重要な例外が認められたのであった。すなわち、保険契約者も「合理的な範囲」においては、その扶養する家族のために、保険料を支払い続け、当該保険契約を継続することができ、その場合、詐害行為が成立するためには、単に経済的危機状況の下で保険料を支払っていたというだけではなく、詐害的意図が必要であるとされていた。詐害行為が成立する場合に、保険契約者の債権者に認められる救済は、現実に経済的危機状態にある保険契約者が詐害意思をもって支払った保険料とする見解と、保険金額全額を支払われた保険料のうち詐害行為に該当する部分とそうでない部分とに分けて、前者に該当する金額とする見解との対立があったが、一般には前者の見解が支持されている。

(未完)